

高知市行政改革大綱

(案)

平成24年5月改定案

高 知 市

目 次

I	はじめに	- 1 -
II	行政改革の理念	- 2 -
III	行政改革の進行管理	- 3 -
1	行政改革実施計画	- 3 -
2	推進体制	- 3 -
IV	行政改革の基軸	- 4 -
1	組織力の強化	- 5 -
2	連携・協働の充実	- 5 -
3	簡素・効率化の追求	- 5 -
4	信頼性の確保	- 5 -
5	財政基盤の強化	- 5 -
V	改革の基本方策	- 6 -
1	組織力の強化	- 7 -
(1)	危機管理体制の強化	- 7 -
(2)	政策形成機能の強化	- 8 -
(3)	質の高いサービスの提供	- 8 -
2	連携・協働の充実	- 9 -
(1)	市民と行政のパートナーシップの確立	- 9 -
(2)	多様な担い手の活用	- 10 -
(3)	自治体間連携の充実	- 10 -
(4)	情報公開・説明責任の徹底	- 11 -
3	簡素・効率化の追求	- 12 -
(1)	組織の簡素・効率化	- 12 -
(2)	コスト意識の徹底	- 12 -
(3)	評価と改善の推進	- 13 -
4	信頼性の確保	- 14 -
(1)	職員の能力と資質の向上	- 14 -
(2)	公平・公正の維持	- 14 -
(3)	情報セキュリティの強化	- 15 -
5	財政基盤の強化	- 16 -
(1)	財政健全化の推進	- 16 -
(2)	財源の確保	- 16 -
(3)	公有財産の有効活用	- 17 -
VI	結び	- 18 -

I はじめに

本市では、昭和 61 年度の高知市行財政改革大綱の策定以来、これまで4次に渡り大綱の策定及び見直しを行いながら行政改革に取り組んできました。

特に近年、本市は危機的な財政状況に直面したことから、財政再建を至上命題として、事務事業の見直しや職員定数の削減などをはじめとしたさまざまな収支改善策に取り組み、人件費や物件費など財政面において市が独自の努力を発揮できる部分については他の中核市と比較しても相当に抑制するなど、行政改革による一定の成果を挙げてきました。

一方で、本市を取り巻く状況を見ると、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において、これまでの想定をはるかに超える津波による甚大な被害が発生したことから、近い将来発生が予想されている東南海・南海地震について、被害想定の本質的な見直しが進められています。新たな想定の下では、本市における被害も拡大する見込みであり、これに対応するための危機管理体制の構築が喫緊の課題となっています。

また、国における地域の自主性と自立性を高めるための改革の進展により、社会保障や教育など幅広い分野で国や県から市町村への権限移譲が行われており、今後においても基礎自治体である市町村の権限と責務が一層拡大する方向で、地方自治制度のあり方の見直しが進められています。

さらに、本市においては、少子化、高齢化の進展や人口減少など社会経済環境の変化への対応、旧鏡村、旧土佐山村、旧春野町との合併により拡大した中山間地域、田園地域及び都市部それぞれの地域における市民ニーズへの対応など、より複雑な行政需要に対するきめ細やかな市政運営が求められています。

こうした状況の中で、本市では平成 23 年 3 月に、市民と行政が手を携えながらまちづくりを進めることを目指す新たな市政運営の指針として、将来の都市像を「森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市 高知」とする「2011 高知市総合計画」を策定しました。

これを受けて新たに策定する今回の行政改革大綱では、本市の新たな都市像の実現に向けて、時代にふさわしい効率的で質の高い市政の実現を図るための行政改革の骨子を示します。

II 行政改革の理念

高知市行政改革大綱は、本市の組織と運営全般に渡る包括的な改革の基軸と基本的な方策をとりまとめたものであり、まちづくりの指針である 2011 高知市総合計画の推進を支えする役割を持つものと位置付けられます。

2011 高知市総合計画においては、「森・里・海の自然豊かな「環境」の中で、連携・協力し合う人々の「和」を地域の「輪」に広げる共生都市の創造」をイメージし、「森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市 高知」を将来の都市像として掲げています。

南海地震対策や権限移譲への対応などさまざまな課題がある中で、行政需要の多様化・高度化に対応しながら、本市の将来の都市像の実現に向けたまちづくりを着実に進めていくためには、市民の安全・安心を守り、時代の変化と市民ニーズに即した質の高いサービスを提供するための体制づくりが重要となります。

また同時に、行政活動の効率と信頼を高めるという、地方自治体の普遍的使命を果たすための改革にたゆみなく取り組んでいかなくてはなりません。

本市では、このような目的意識の下で、職員が一丸となって行政改革の取組を推進していきます。

Ⅲ 行政改革の進行管理

1 行政改革実施計画

行政改革大綱は、2011 高知市総合計画の推進を下支えするという位置付けであることから、同計画の基本計画の期間である 2020（平成 32）年度までを取組期間として想定し、実現まで相当な期間を要するものや、短期間に完了すべきもの、不断の取組が求められるものを混在して掲げています。

このため、本行政改革大綱に基づく具体的な取組を示すものとして、推進期間を原則 3 年間とする行政改革実施計画を策定します。

行政改革実施計画においては、本行政改革大綱に示した基本方策に基づく取組について、その手法や達成時期、目指す効果や成果を可能な限り明らかにし、行政改革の取組が明確に把握できるものとしていきます。

2 推進体制

行政改革実施計画を推進するに当たっては、高知市行政改革推進本部を中心に全庁的な推進体制を構築し、職員一人ひとりが明確な目的意識を持って、改革に取り組んでいくこととします。

また、計画の具体化に当たっては、市民、議会をはじめとするまちづくりの多様な主体との連携・協力関係を構築し、理解と協力を得ながら取組を進めるとともに、取組の状況について毎年度進行管理を行い、情報公開・説明責任の徹底に努めます。

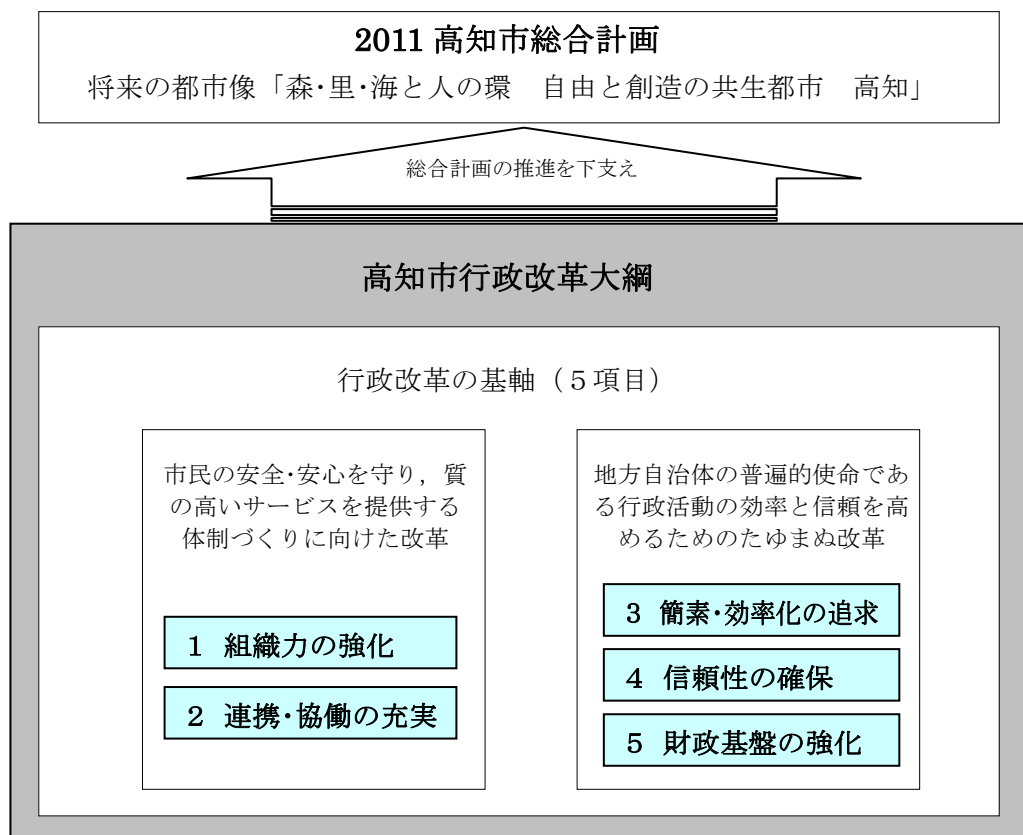
IV 行政改革の基軸

行政改革の理念に基づき、市民の安全・安心を守り、時代の変化と市民ニーズに即した質の高いサービスを提供する体制づくりを進めるために、柔軟かつ迅速な政策展開を可能とするための市の組織力の向上を目指すとともに、市民と行政、事業者等がそれぞれの役割を認識し、互いに手を取り合い、共にまちづくりに取り組む連携・協働型による行政運営の一層の推進を図っていきます。

また、行政活動の効率と信頼を高めるために、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを主眼として簡素化・効率化を追求する取組や、市民の行政に対する信頼の確保、財政基盤の強化といった不断の取組が求められる事項について、さらなる工夫を図りながら引き続き推進していきます。

これらのことから、本行政改革大綱では、次の5項目を行政改革の基軸とします。

【概念図】



1 組織力の強化

喫緊の課題となっている南海地震対策や、地方分権の進展に伴う権限移譲への対応など、行政運営においては幅広い課題があります。市民の安全・安心を守り、時代の変化に的確に対応しながら迅速かつ柔軟に政策を展開するためには、組織としての総合的な能力が問われることから、組織力の強化を基軸とします。

2 連携・協働の充実

今後さらなる地方分権の進展が予測される中、創意と工夫により、地域の個性や強みを生かした独自の自治を進めていくためには、まちづくりを担う多様な主体の相互の連携や協力関係の維持・拡充が非常に重要なことから、連携・協働の充実を基軸とします。

3 簡素・効率化の追求

「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことは行政運営の基本です。限られた人員、予算などの行政資源を有効に活用し、政策の実効性をいかに高いものとしていくかを常に追求することが求められることから、簡素・効率化の追求を基軸とします。

4 信頼性の確保

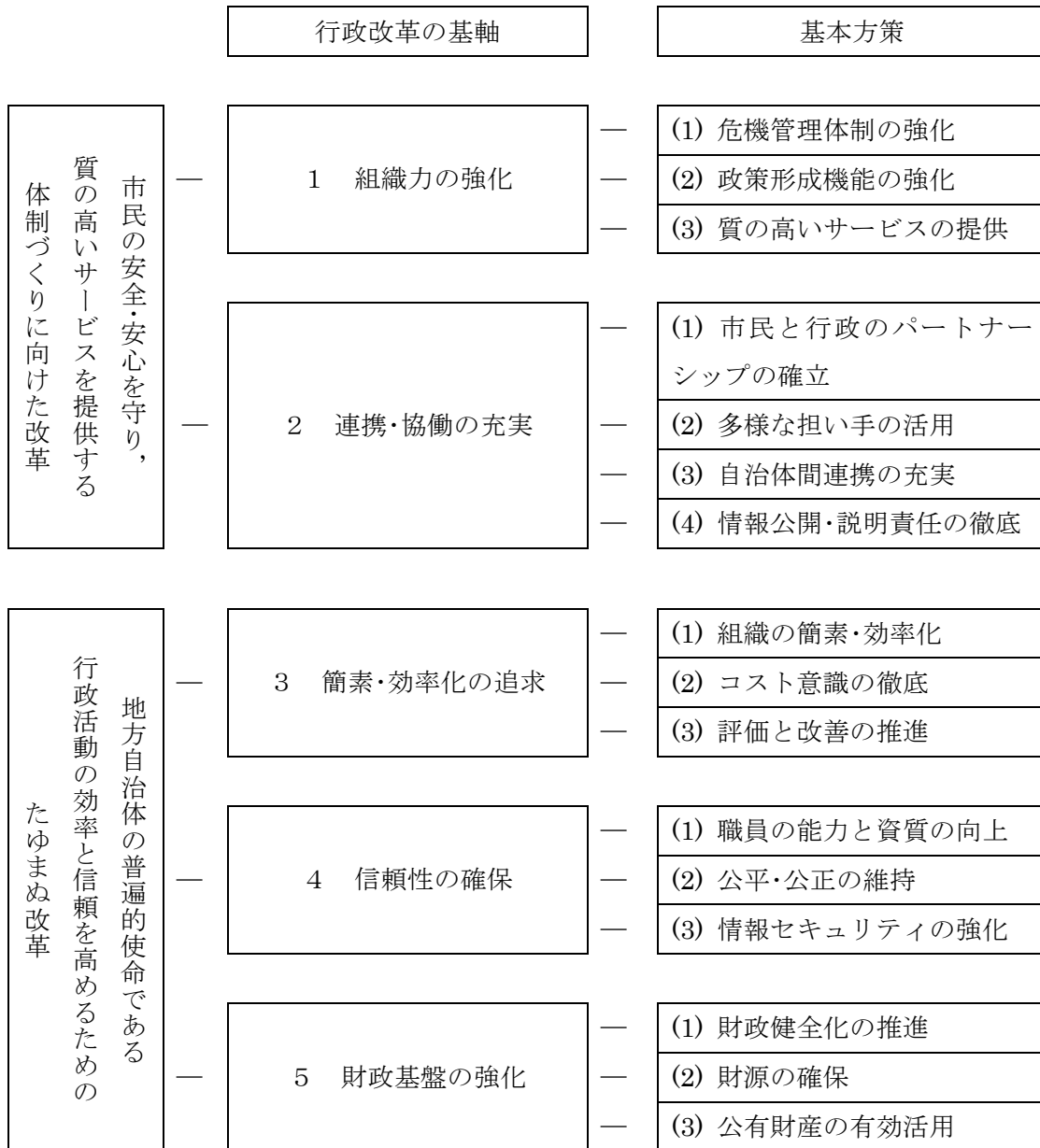
能力と意欲があり市民から信頼される職員の育成とともに、個人情報漏洩防止、行政活動の透明性と公平性、公正性の確保など、行政の信頼性を高めていくことは今後も不可欠であることから、信頼性の確保を基軸とします。

5 財政基盤の強化

本市の財政状況は、これまでの収支改善の取組により一定健全化への見通しが立つまでに改善したものの、決して油断できない状況にあります。さまざまな政策を着実に推進するためには、より安定的で健全な財政構造を構築し、さらに強化を目指す必要があることから、財政基盤の強化を基軸とします。

V 改革の基本方策

【体系図】



1 組織力の強化

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生を受けて、本市の防災対策の要となる南海地震対策の抜本的な見直しが喫緊の課題となっています。また、全国の様態と同様に、本市においても少子化、高齢化が進展する中で、近年、人口が減少基調へと転換するという、かつて経験したことのない変化が生じています。そうした中であって、国や県からの権限移譲が進んでおり、市の責務と業務が拡大しています。

このような困難な状況の中にあっても、災害から市民の暮らしを守り、新たな行政需要に適切に対応しながら市民が安心して暮らすことのできるまちづくりを進めるために、新たな南海地震の被害想定に対応できる危機管理体制の構築に向けて全庁的な協力体制を強化し、スピード感を持って取り組むとともに、庁内における政策の立案や意思決定などの機能向上に努め、迅速な政策形成ができる組織をつくります。

さらに、市民に最も身近な行政機関として、市民が高い満足感を得られる質の高いサービスを提供することができるように、ソフト・ハード両面から市民の利便性の向上を目指す工夫をしていきます。

(1) 危機管理体制の強化

市民の生命と財産を守ることは、行政の最も基本的な使命であると言えます。特に本市では、南海地震の発生時には甚大な被害が予想されるほか、毎年の台風や豪雨災害への対策も求められます。

このため本市では、平成 24 年度より防災対策部を新設し、危機管理体制の強化を図っており、この新たな組織体制の下で、南海地震や風水害などの大規模災害への対策を充実するとともに、被災等により本市の業務遂行能力が低下した状況下でも、重要な業務を継続させるための体制整備を進めます。これと併せて、女性や高齢者、障害者などの視点も踏まえながら、災害対応や避難時の拠点となる公共施設等の整備を計画的に進めていきます。

また、34 万人の人口を擁する中核都市として市民生活の安全・安心を高めるために、感染症や公害等による市民への健康被害、事業所事故その他の災害に対応するための体制の強化に努めます。

庁内においては、各職場に潜在する事故やミスリスクについて洗い出し及び点検を行うことにより、リスクの根絶に努めるとともに、全職場でのリスク管理意識の高揚と共有化を図ります。

(2) 政策形成機能の強化

人口減少や権限移譲の進展などの新たな課題に的確に対応しながら、将来にわたって市民が安心して暮らし続けられるまちづくりを進めていくためには、本市の政策形成機能をより強化し、地域における福祉や雇用の確保、定住促進など、あらゆる分野で創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を推進していかなくてはなりません。

政策形成の的確化と迅速化を図るために、大学等研究機関とも連携しながら情報と知識の集積に努めるとともに、庁内において各部局間の情報共有を推進します。

また、従来の縦割り型の行政組織の弊害を排するために、庁内横断組織の柔軟な活用による職員相互の連携・協力体制の充実を図るなど、総合性を持って対応できる仕組みづくりを進めます。

(3) 質の高いサービスの提供

行政は、常に質の高い市民サービスを提供できるよう、絶えず自己変革していく責務があります。

市民にとって身近で便利な行政を実現するために、市民からのさまざまな問い合わせに応えることのできる自治体コールセンターの設置を進めるなど市民サービスの充実を図るとともに、常に市民の視点に立って好感の持てる接遇ができる職員の育成に取り組むなど、市民満足度の高いサービスの提供に努めます。

また、狭あい化や耐震性不足が問題となっている現在の市役所本庁舎を新庁舎へと整備し、市民が1か所の窓口でさまざまな手続きをすることができるワンストップサービスを充実させるとともに、庁舎内外のバリアフリー化を進めるなど、市民の利便性の向上を図ります。

さらに、新庁舎の整備と併せて、本市の基幹業務システムの一元化や集約化に取り組み、事務の効率化とサービス提供の迅速化を図ります。

2 連携・協働の充実

市民ニーズが複雑・多様化し、行政だけでは適切に対応することが難しいさまざまな課題が生じる中で、これからのまちづくりにおいては、地域住民と行政をはじめとする、まちづくりの多様な担い手の互いの協力関係の確立が不可欠となっています。

地域においては、高齢化の進展などに伴い、担い手不足や自治活動への参加者の減少などの課題がある一方で、市民や企業、NPOなど多様な主体による公共的な活動が増加しています。今後は、地域内での自治を担う主体的な市民の連携促進や、そうした地域での公共的な活動を支えるための体制の充実を図るなど、住民同士の絆、市民と行政との絆をより強め、パートナーシップに基づく連携・協働の仕組みづくりを進めます。

また、災害対策や産業振興、定住対策など、高度に専門的な知識・技術を要する課題や広域的な課題により適切に対応するために、市民や企業、NPO、研究機関など、多様な担い手の力を積極的に活用するとともに、県や周辺市町村との連携・協力体制の充実を図ります。

こうした取組と併せて、市民が、まちづくりに関心を持つきっかけともなる市の政策等の情報を容易に入手できるように、積極的な行政情報の公開を進めるとともに、行政活動の透明性を確保し、説明責任を確実に果たします。

(1) 市民と行政のパートナーシップの確立

日常における高齢者や子どもの見守り、地域独自の文化的活動の継承、災害発生時における地域での助け合いなど、地域においては、行政だけでは対応できないさまざまな課題があります。

地域コミュニティは、こうした地域における自治のまちづくり活動の担い手として重要な役割を果たしていますが、住民の高齢化や担い手の不足等により、活動の継続に関して不安を感じる地域が増えてきています。

地域が築き上げてきた住民同士の助け合い、支え合いなどの公共的な活動の一層の継続・発展を目指して、地域内連携協議会を核とした地域コミュニティの再構築を着実に進めるため、概ね小学校区において協議会の設置を図ります。

これと併せて、庁内において効果的に調整・連携できる体制を構築するとともに、市民及び職員への啓発活動や職員が地域の一人として地域活動に参加する取組の推進、地域と行政との情報共有体制の検討など、地域と行政がともに自治を支える仕組みづくりを進めます。

また、市民の意見をまちづくりに反映する仕組みとして、地区ごとのまちづくり計画であるコミュニティ計画を策定・推進するとともに、公共的活動を行う市民や、

地域の将来を担う子どもたちの意見を行政に反映する取組を創設するなど、市民と行政との協働によるまちづくりを推進します。

さらに、南海地震などの大規模災害発生時における減災対策においては住民同士の助け合いや支え合いが不可欠であることから、自主防災組織の結成や津波襲来時の避難施設指定などの地域における対策について、住民や地域の企業、NPOなど、幅広く地域の方々の理解と協力を得ながら取り組んでいきます。

(2) 多様な担い手の活用

それぞれの都市が地域の特色や優位性などの強みを活かし、独自の発展を図っていくことが必要な時代にあっては、産学官それぞれの持つさまざまな知識と知恵を積極的に行政運営へ活かしていくことが求められます。

合併により拡大した市域の地理や自然、文化の特性といった強みとなる資源を十分に活かして特色あるまちづくりを図っていくために、大学等研究機関や企業、NPO、各種団体などの多様な主体をまちづくりの担い手と位置付け、連携会議等を活用した情報交換を積極的に進めるとともに、高度な知的資源、人材ネットワーク等を政策形成や事業実施の各段階で活かすことができるように、産業振興や文化振興、地域福祉の推進などさまざまな場面において連携を図ります。

また、行政サービスの実施において、サービスの質の向上と経費の削減効果、災害時対応の確保や地域的な事情など、メリットとデメリットの総合的な比較の下で、民営化、指定管理者制度、民間委託といったさまざまな手法を検討しながら民間活力の活用を図るとともに、適正な運用の確保に向けたモニタリングを進めます。

市民が参画する各種審議会等については、審議会組織の構成と運用、女性の比率拡大や人選等を含めて随時見直しを行い、活性化を図ります。

(3) 自治体間連携の充実

南海地震対策や、観光をはじめとした産業振興といった県内の共通課題に対しては、自治体間の連携なくしては効率的な対応が困難です。また、情報網や交通網の発達などにより、人々の生活や経済活動は市町村の枠組みにとらわれずに行われており、それに伴って、公共施設の配置など、広域的な見地からの対応が必要な課題も増加しています。

本市においては、全国初となる県市合築による図書館の整備を進めており、今後、県や他市町村との連携・協力関係の充実を図るとともに、連携体制及び組織のあり方などについて協議を進めていきます。

(4) 情報公開・説明責任の徹底

市民の理解と協力の下，連携と協働のまちづくりを図っていくためには，行政運営の透明性を確保することが不可欠であり，そのためには，市民が市の政策やそれらに基づく行政情報を手に入れるための情報共有の仕組みや，市民の意見を反映するための仕組みが有効に機能することが前提となります。

このため，市民に対して，政策情報や評価資料，財政情報など，行政情報を分かりやすい形態で積極的に公開するとともに，パブリック・コメント制度の周知と適切な運用を進めるなど，情報公開と説明責任の徹底に努めます。

また，市の広報紙「あかるいまち」や，市ホームページをはじめとした行政情報の提供手段について，市民が必要な情報を容易に取得できるよう随時改善を図ります。

3 簡素・効率化の追求

人口減少と高齢化が進み、これまでのような拡大が望めない社会経済環境の中にあつて、地方中核都市として都市の持続的な発展を目指すためには、真に必要な政策を展開していくために取組の重点化を進めることとともに、行政運営に係る経費の削減を図ることが重要となります。

このためには、行政運営の簡素化及び効率化を推進する必要があることから、効率的な人員で効果的に行政サービスを提供できるように、組織及び職員配置の適正化を進めます。

また、事務事業の実施や公共調達、日常業務においては、知恵と工夫により経費の最少化を図ると同時に、自然環境に与える負荷の低減など総合的な視点を持ってコスト管理を徹底します。

さらに、社会情勢や市民ニーズの変化等に即して政策の選択と集中を進め、事務事業の執行改善を図ることができるように、政策から事務事業までを総合的かつ継続的に検証し、評価・改善する新たな仕組みを構築します。

(1) 組織の簡素・効率化

効率的な行政運営を行うためには、組織のあり方が非常に重要です。市民にとって分かりやすく、それぞれの部署が有機的に連携し効果的に行政サービスを提供することのできる組織体制の構築を目指して、簡素化を旨としながら、機構改革を柔軟に進めます。

また、公共施設の統廃合について、将来の人口動態など中長期的な必要性を考慮しながら検討を行うとともに、本市に係る公社等の外郭団体などについて、今後のあり方の見直しを進めます。

さらに、効率的な人員体制の下で行政サービスの質の向上を図ることができるように、新たな定員適正化計画を策定し、機構改革と連動しながら適正な職員定数の確保に努めます。

(2) コスト意識の徹底

市が行う工事の実施や物品の購入などのいわゆる公共調達において、調達の過程における競争性、公平性、透明性の確保、調達するものの品質、価格、適正な履行の確保、さらには地域経済の発展や社会的価値の実現・向上への配慮など、総合的な視点を持って執行管理に取り組みます。併せて、電子調達や電子入札の導入の検討などにより、調達に係るコストの低減や事業者の利便性の向上を図ります。

庁内においては、これまでに事務室の清掃委託の見直しや公用車の集中管理などの取組を実施してきましたが、引き続き知恵を絞って経費節減に努めます。また、環境マネジメントの推進による光熱水費の削減、再利用や節約による消耗品の消費抑制など、職員一人ひとりの日常業務における環境への配慮を通じた省エネルギーの取組を進めるとともに、再生可能エネルギーの利活用を図るなど、コスト削減と同時に、環境負荷の低減に努めます。

(3) 評価と改善の推進

限られた財源の中で、2011 高知市総合計画に掲げた政策、施策に基づく取組を着実に推進するためには、常に事務事業のスクラップ・アンド・ビルドや実施方法の改善に取り組む必要があります。

現在、本市で実施している行政評価としては、事務事業評価や目標管理制度、予算査定の際での議論などがあります。今後は、こうした手法とともに、平成 25 年度末までに、PDCA サイクルを意識した実効性の高い新しい行政評価の手法を構築します。

また、事務事業の執行について、費用対効果や市民生活への影響など多面的な検証に基づく総合的な観点から、毎年度の事務事業の見直し及び改善の取組を着実に実施します。

4 信頼性の確保

行政活動は市民のためにあり、市民の信頼によって成り立っています。市役所が市民から信頼される組織であるためには、組織を支える職員一人ひとりがサービスの担い手であるという自覚を持って、より市民の視点に立ったサービスを提供することに加えて、公平・公正で適正な執行が求められます。

行政活動の信頼性をさらに高めることができるように、市民ニーズや社会情勢の変化に対応するとともに、地域課題等を発見し、課題を解決する政策を実行するために必要とされる能力と意欲を持ち、住民福祉の向上に積極的に取り組むことのできる人材の育成を図ります。

また、国・県からの権限移譲が進み、市の権限と責任が高まるにつれて、法令の解釈、運用などにおける合規性の確保の重要性は極めて高くなっており、公平・公正かつ適正な執行を徹底します。

さらに、情報化の時代にあっては、インターネットを通じた個人情報の漏洩などの問題も多く発生していることから、情報セキュリティの一層の強化を図ります。

(1) 職員の能力と資質の向上

権限移譲の進展等に伴い、市の責務及び業務が増大する中であって、適切な市政運営を図っていくためには、職員一人ひとりが常に目標を持って、政策形成能力及び業務遂行能力を高めていくことが重要となります。

このため、法令等の正確な解釈と運用を確保するための財務・法務能力の向上や、職務を遂行する上で必要とされる知識や技能、人権意識の修得はもとより、幅広い情報を収集分析し、自らの知識集積を高め、市民感覚を持ちながら日常業務に活かすという問題解決能力の向上を目指して、職員の主体的な研究活動等を促進するとともに、研修制度の充実等の取組を進めます。

また、組織の総合力の向上を目指して、女性リーダーについても積極的な育成を図るとともに、採用試験の見直しなどにより、すぐれた人材の確保を図ります。

さらに、職員がやりがいを持っていきいきと働き、持てる能力を最大限に発揮できるように、人事考課制度の活用により意欲と意識の醸成を図るとともに、メンタル面も含めた健康管理体制の整備に取り組みます。同時に、公務員としての規律やモラルが徹底されるように、職員の服務規律の徹底に向けた意識改革を進めます。

(2) 公平・公正の維持

市民に対する行政サービスの提供や、行政処分の実施に当たっては、サービスや

処分の受け手にとって不公平感のない、公平・公正な運用と適正な執行が求められます。

そのため、事務を行うに当たっての基準や指針について、公平・公正の観点から常に見直しや充実を図るなど、適正な執行を確保する体制を強化します。特に、市民に対する不利益処分や、市が関与する公共的団体における資金の取扱いに関する事務については、基準や指針に基づく運用を徹底します。

また、監査等による指摘事項等に対しては、迅速に適切な措置を講じるための取組を進め、事務執行の改善を図ります。

(3) 情報セキュリティの強化

行政サービスを提供していく上で、市民の利便性の向上や事務の効率化などの観点から、情報システムの活用は不可欠なものとなっていますが、一方で、個人情報の漏洩やサイバー犯罪等への対策が課題となります。

市の保有する情報がみだりに漏洩することがないように、情報の厳密な運用や堅牢なシステム構築を進め、個人情報の保護と情報ネットワークのセキュリティ対策に万全を期します。

5 財政基盤の強化

地方公共団体には、自らの権限と責任において、規律ある財政運営を行うことが求められています。

本市では、近年の財政状況の悪化を克服するため、財政再建を最優先とした行政改革に取り組んだことにより、これまでに、一定危機的な状況を乗り越える目途を立ててきました。

しかしながら、人口減少と高齢化が進む中で、将来的に市税収入の減少や扶助費の増加等が懸念される状況であることに加え、南海地震に備えた公共施設の早急な耐震化などの公共事業の必要性も生じています。

こうした状況の下で行政活動を安定的に継続させるために、本市の財政健全化に引き続き取り組んでいきます。また、未収金の削減や新たな財源調達手法の活用、既存の公有財産の有効活用などによる徹底的な歳出削減と財源確保の取組を進めることにより、財政基盤を強化し、健全な財政運営の確立を図っていきます。

(1) 財政健全化の推進

未来の世代に負担を先送りせず、また、財政基盤を強化していくためには、財政健全化に向けた不断の取組が必要です。

安定した財政運営を図るために、予算を漫然と執行することなく、市民の求める真に必要なサービスを最少のコストで提供する観点から、事務事業の見直しや選択と集中を徹底するとともに、公共下水道事業の企業会計導入など、コスト削減の徹底と効率的な財政運営のための改革を推進します。

また、新たな公会計制度に基づく会計手法の導入を進め、財政状況の的確な分析とマネジメントを実施するとともに、財政運営の道筋を示す計画を策定し、分かりやすく財政状況の公表を行うことによって、財政の透明性を高め、説明責任をより適切に果たしていきます。

(2) 財源の確保

今後の市税収入の減少や扶助費の増加等を踏まえると、歳入の確保という観点は極めて重要です。特に、市税などの賦課、徴収については、公平・公正の観点からも厳正な実施が求められており、課税客体の確実な把握及び適正な賦課を推進するとともに、徴収事務のマニュアル化や基準の作成を進め、透明性・効率性を確保しながら、より一層の徴収率向上を目指します。

また、地方公共団体は、施設利用や証明書発行など特定の行政サービスについて、

使用料，手数料，負担金などの徴収を行っています。こうした受益者負担について，負担額の適正化を図るため，原価計算等の検証も行いながら，必要に応じて見直しを検討します。

さらに，広告収入の拡大を図るなど，新たな財源調達手法の積極的な活用に取り組み，財源の確保に努めます。

(3) 公有財産の有効活用

本市が保有する公共施設などの公有財産については，適切な維持管理とともに，今後の人口減少や少子化，高齢化等による人口構造の変化によって中長期的に余剰施設と不足施設の発生が考えられることから，需要の予測を踏まえた利活用や処分が課題となります。

公有財産の管理運営に係る財政負担の軽減と平準化を図るために，公有財産のデータベースを整備し，個々の財産についてライフサイクルコストを的確に把握するとともに，計画的な維持管理を進めることにより，長寿命化を図ります。

また，既存の公共施設について，その役割や機能を検証しながら，再編や機能改善に取り組み，効率的な運用に努めます。

さらに，本市が所有している財産のうち，未利用もしくは利用率の低いものについては公売を行うなど，積極的に処分することによって，維持管理費など経費負担の低減を図ります。

VI 結び

行政改革は、具体的な取組があつて初めて成果が得られるものであり、本行政改革大綱に示した基本方策に基づき、行政改革実施計画を着実に推進していくことが最も重要です。

本行政改革大綱に基づく行政改革の努力によって、市民と行政とのよりよい連携・協働の関係に基づくまちづくりの仕組みが構築され、ひいては、2011 高知市総合計画に掲げた「森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市 高知」の実現につながると確信し、市民・議会の理解と協力を得ながら取組を進めていきます。